

温海町内水面漁業協同組合、内共第23、24、25号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、温海町内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第23号、第24号及び第25号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい(はや)、かじか、さくらます、(やまめ)、いわな、やつめうなぎ及び、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定め、漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、第10条第1項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で申請し、同項又は第10条第3項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該漁業権の保護培養上又は漁業調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第3条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、第2条、第6条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、あらかじめイ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域 (漁業権番号)
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、 内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、 内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、 内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、 内共第25号、内共第26号、内共第27号、内共第28号

イ表

水産動物の種類	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り (掛け釣りを除く。)	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間 20,000円

- 2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。
- 3 第1項の遊漁料の納付及び同項の承認に係る遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第4条 組合は、第2条第2項の承認をしたときは次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (以下「遊漁証」という。) を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、第11条に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁証を携帯しなければならない。
- 4 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(漁具・漁法の制限)

第5条 第10条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種の種類を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	期間
あ ゆ	友釣り、 どぶ釣り	7月1日から10月31日まで
うぐい (はや)	釣り, すくい網	4月1日から9月30日まで
さくらます (海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	釣り	4月1日から8月31日まで
やまめ (さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。)	釣り	4月1日から8月31日まで
いわな、かじか	釣り, すくい網	4月1日から9月30日まで
やつめうなぎ	徒手採捕	8月1日から翌年の4月30日まで
もくずかに	徒手採捕	8月1日から12月31日まで

- 2 前項の公示は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券販売店に掲示してするものとする。
- 3 全ての遊漁に関しては、午前6時から午後6時までの時間内で行わなければならない。

(禁止区域)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

水産動物の種類	区 域	期間
全魚種	鶴岡市温海地内温海橋から河口までの温海川	周年
	鶴岡市大岩川地内岩川橋から河口までの庄内小国川	
	鶴岡市鼠ヶ関地内蓬莱橋から河口までの鼠ヶ関川	
さくらます (や まめ)、いわな、 うぐい (はや) かじか	鶴岡市小国地内庄内小国川との合流点から上流の広谷川	周年
	鶴岡市榎代地内庄内小国川との合流点から上流の長沢川	
	鶴岡市平沢地内鼠ヶ関川との合流点から上流の幾重谷川	

(全長制限等)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うぐい (はや)	全長10センチメートル
もくずがに	甲幅6センチメートル

(水産資源の保護培養等に関する制限事項)

第9条 第6条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項（漁具・漁法、区域、期間）については、これに従わなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第10条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の魚種についてもあゆの遊漁料を納付した各期間内において遊漁できるものとする。

期間1年の遊漁料について2種以上納付する場合は、最も高額な遊漁料の額のみとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣り	1年	10,000円
		1日	2,400円
		半日(午後のみ)	1,200円
	どぶ釣り	1年	7,000円
		1日	2,000円
		半日(午後のみ)	1,000円
うぐい(はや)、かじか、 さくらます(やまめ)、 いわな	釣り、すくい網 (うぐい(はや)に限 る)	1年	6,000円
		1日	1,500円
		半日(午後のみ)	750円
やつめうなぎ	徒手採捕	1年	6,000円
もくずがに	徒手採捕	1年	6,000円

2 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員(以下「漁場監視員」という。)の指示により納付するときの遊漁料の額は、前項の遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生及び中学生	無料
高校生及び肢体不自由者(身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)	第1項に規定する額の 2分の1に相当する額

(遊漁料の納付の方法)

第11条 前条第1項及び第3項に規定する遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は、組合事務所において納付しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁証を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章等を着けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効
- (3) 注意事項

- (4) 注意事項その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、又は以降その者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則
この規則は、令和 6年 1月 1日 から施行する。